

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条
第一項の規定によつて、廿日市市から、広島圏都市計画道路三・四・一五二号対巖山林ヶ原
線及び三・六・一六一号熊ヶ浦鯛ノ原線の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の
写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規
定によつて、当該図書の写しを広島県土木建築局都市計画課において縦覧に供する。

令和元年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦